

## 「県が独自に育成する地域資源等」

大 分 県

本県は、「中小企業地域資源活用促進法第4条」及び「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」に基づき特定した地域資源の他、県が独自に育成する資源を下記のとおり定める。

## (1) 農林水産物

あさり、アスパラガス、いちご、瓜、エノハ、ガザミ、樫、牡蠣、かりん、  
かれい、菊、キャベツ、きゅうり、高菜、桃、車エビ、サバ、真珠、  
スイカ、すもも、生乳、チョロギ、びわ、白菜、ハトムギ、緋扇貝、  
たこ、ひょうたん、ふぐ、ぶどう、プラム、ほおずき、レモン、紫草、ヤマメ、  
ヤマモモ、ワレモコウ、いちじく、ぼら、オリーブ、なまこ、鯛、金ごま、  
ヒノキ、黒曜石、大麦若葉、キウイ、バジル、かぼちゃ、パプリカ、そば

以上 51 資源

## (2) 鉱工業品

かちえび、玖珠焼、鍔絵、こんにゃく、すりみ、つげ細工、漬物、天然塩、ハム、  
藍胎漆器、ワイン、凝灰岩、はちみつ、ソフトウェア製品

以上 14 資源